

＜災害時＞マンション等での高齢者や障害のある方への支援に関するワークショップ 質疑応答

（質問１）

安否確認の目的は何でしょうか。

（回答１）

区では、主に次の２点の目的から、地域の皆様へ安否確認のお願いをしています。

- ・倒れた家具の下敷きになっている方がいないか、家財道具の散乱により家から出ることができない状況にある方がいないか、避難が必要な状況で孤立していないかなど、直接の被災を防ぐため。

- ・物資の確保や情報の取得ができないなど、生活の継続や災害関連死などを防ぐために支援が必要な方の情報を把握するため。

（質問２）

名簿情報の提供に同意をした方のなかには、災害時に助けられるという意識がある方がいると思います。まずは、自助が大切だと思うのですが、区では、そのような方に自助意識の植え付けを図る取り組みはしていますか。

（回答２）

区では名簿情報提供の同意書を送付する際に、自助の大切さや家庭での必要な備蓄品、家具類転倒防止器具設置の案内のチラシを同封するなどして、まずは各自の自助が大切だと案内しています。

（質問３）

名簿 2,900 名と聞きましたが、同意があった人のことですか。

（回答３）

そのとおりです（令和２年３月時点）。

（質問４）

名簿の登録対象者の要件に、「その他災害時に支援を必要とし、希望する方」とありますが、区ではその方をどのように把握するのですか。

（回答４）

民生・児童委員の方や介護サービス事業者の方などから、要件に該当していないが名簿への登録が必要と思われる方について区へ情報提供していただき、区から本人への同意勧奨をしています。

（質問５）

名簿情報の提供に同意をしていない方を把握する方法はありますか。

（回答５）

名簿への登録対象者であっても、同意をされていない方の情報を名簿を使って把握する

ことはできません。ただし、区では回答4にあるような取り組みをしております。名簿への登録対象者以外の方は、マンション管理組合等で独自に把握していただくことになります。

(質問6)

現在、町会・自治会には名簿が提供されているとのことですが、町会に入っていないマンションの住民の情報も町会・自治会には提供されているのですか。

(回答6)

町会・自治会には、町会に入っていない方も含めて所在する地域にお住まいの方の情報を提供しています。

(質問7)

名簿に掲載されている方を必要な支援の内容で分類することは可能ですか。

(回答7)

区では名簿掲載に当たり、同意された方の情報を必要な支援の内容で分類はしていませんが、「歩行介助が必要」など、避難などで配慮するに関する事項の掲載欄があります。それに基づき、名簿を使いやすいように分類していただくことができます。

(質問8)

今後マンション管理組合において名簿の管理をすることになりますが、区ではその管理方法などをどのように把握するのですか。

(回答8)

管理組合等が区から名簿情報提供を受けるに当たり、名簿情報を保管する方・場所、管理する方を予め決めていただきます。その後も、年1回の名簿情報更新の際に、区で確認を行います。

(質問9)

名簿の提供は、マンション管理組合でないと受け取れませんか。

(回答9)

管理組合の規約や理事会の承認に基づく組織であれば、住民の方で組織された自主的な組織に対しても提供可能とする予定です。

(質問10)

名簿の管理は厳重に取り扱うことが必要ですが、マンション管理組合として対応するために情報を共有することは支障はないものという理解でよろしいでしょうか。情報共有に当たり留意すべき事項はありますか。

(回答10)

名簿情報は、災害時の対策のため管理組合で対応するのであれば管理組合の皆様で共有し、支援に活用していただくことができます。区では、支援に関わりのない第三者への

情報漏洩防止のため、名簿本体を複製することを禁止しているものの、必要な情報を共有していただくためのシート等を作成していただくことは構いません。

(質問 11)

災害時に傷病者が発生したとして、医療職でない市民にできることは何でしょうか。

(回答 11)

医療従事者以外の方が傷病者の処置を行う場合は、すり傷や切り傷などの手当のほか、119 番通報し救急車が到着するまでの間に、AED や心肺蘇生法などの応急手当を行うことが考えられます。

区では、緊急時に区民の方が対応できるよう町会・自治会を対象に、応急手当講習会（普通救命講習・上級救命講習）を毎年実施しています。また、マンション管理組合などについては、自衛消防訓練を行う際に、消防署の指導のもと、AED の取り扱いや三角巾などを活用した応急救護訓練を実施するなど、こうした機会を通じて、応急手当の知識や技術を身につけることができます。なお、個人での受講を希望する場合は、最寄りの消防署にお問い合わせください。

(質問 12)

災害時の医療アクセスについての情報はどこで知ることができますか。

(回答 12)

区ホームページ、防災拠点及び区主要施設の掲示板で確認することができます。

(質問 13)

賃貸の方の場合、管理組合としてどのように対応すればよろしいでしょうか。

(回答 13)

安否確認は、居住者の無事を確認するだけでなく、家具の下敷きになっている方や負傷している方などを早期に発見するための重要な活動になりますので、分譲・賃貸を問わず、居住者全員の安否確認を行うことが望ましいと考えています。

防災課では、防災対策推進マンションに登録しているマンションに対して、防災アドバイザーを派遣し、安否確認などの防災訓練の指導・助言・講話を行っていますので、お気軽にご相談ください。

(質問 14)

マンション管理組合の防災訓練と拠点運営員会の防災訓練との兼ね合いをどのようにしていけば良いでしょうか。

(回答 14)

現在、一部の防災拠点の開設運営訓練において、避難行動要支援者の安否確認訓練を実施いただいております。この安否確認訓練については、町会の一員としてマンションからの参加が可能と考えております。

(質問 15)

防災課で取り組んでいるセミナーなど、共同で開催されてはいかがでしょうか。

(回答 15)

避難行動要支援名簿のマンション管理組合等への提供に当たっては、防災課とも連携して進めております。